2023 年度事業計画

◎浄化槽ビジョンの作成

令和 8 年度 10 年概成の期限を迎えるにあたって、人口減少、高齢化、経済性、整備時期等を踏まえた各汚水処理事業の見直しが考えられている。
10 年概成終了後の浄化槽の世界をにらんで、浄化槽の業界のあり方を、国及び行政機関の考え方を、双方向から検討していく必要がある。
「浄化槽ビジョン」検討会の立ち上げ、議論を進める。

1.全浄連の新たなる 1 年へ向けての今年度の主な事業

①単独浄化槽から合併浄化槽の転換のより強力な推進
②全国の都道府県で協議会の設立
　協議会の設立事例の紹介並びに先進的な事例の紹介
　都道府県、市町村への強力な働きかけと同時に、行政との連携を図る
例　・浄化槽整備区域の拡大
　　・維持管理費への公的助成金の創設・拡大
　　・PFI 事業の検討
③浄化槽システムの脱炭素化推進事業の継続とその充実
(1) 本補助事業は、2017 年度より省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施要領に基づき、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業を実施する者に対して、補助金を交付する事業として行われてきた。
(2)2023 年度事業においては、「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」として、既設の中大型合併処理浄化槽にかかる、省 CO_2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修及び、既設中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換、中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入に対して、１／２を補助する予定である。
　全浄連としては、2023 年度においても本事業執行団体の公募に応募し、採択された際には、以下の取組を引き続き執行いたします。
　（ア）. 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
　（イ）. 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会の設置運営
　（ウ）. 交付申請書の審査から間接補助金の支払いまでの間接補助金の交付事業
　（エ）. 間接補助事業者の指導監督
　（オ）. 間接補助事業に対する問い合わせ等への対応
　（カ）. 上記に関する付帯業務

④浄化槽台帳整備の更なる推進及び業界全体のデジタル化の推進
　2019 年度の浄化槽法改正により、都道府県等に対し浄化槽台帳システムの整備が義務付けられたことを受け、2023 年度は、「浄化槽基盤整備事業」実施自治体の横展開、さらに自治体への浄化槽台帳システム事業新規受注先の開拓を図る。

⑤浄化槽に関する情報の収集、発信（ホームページ・全浄連ニュースの充実）

浄化槽がより一層の普及整備促進につながることを目的とし、広報活動や、環境教育等による啓発を推進する。

全浄連はホームページ及び出版物等により、浄化槽情報の提供に努めているが、今年度も引き続き会員団体、関係団体、自治体、市民等に対し、浄化槽に関する情報の提供を積極的に行っていく。

2.継続事業

①機能保証制度事業

(1) 機能保証制度の趣旨の徹底と、引続いての「機能保証制度の見直し」により、制度の有効活用・運用を図る。

(2)機能保証制度の周知と、保証登録実績向上策の推進。

「保証登録実績」の向上のため、改めて機能保証制度の周知策と保証登録実績向上策を検討し、一層の推進を図る。

②管理士研修会事業

2019 年度の浄化槽法改正により、浄化槽管理士に対する研修機会の確保が義務付けられた。これを受け当連合会においては、2020 年度より、研修会運営システムを導入し、全国の都道府県が条例により開催する研修会に対し、日本環境整備教育センターとの連携のもと研修会システムの運営管理、関係機関との調整、研修教材の作成、講師派遣などの研修会運営業務を開始した。

2023 年度も引き続き、研修会運営業務における全浄連方式の採用を全国的に展開すべく推進を行う。

③環境省委託事業（トップセミナー等）

(1)2015 年度より、主として市町村長、市町村議会議員等の地方公共団体の政策決定に携わる者並びに浄化槽等行政関係者を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設として、浄化槽の特徴や、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備手法を選択するための提案・説明を行い、理解を得ることを目的として、トップセミナーが開催されてきた。

(2)2022 年度本事業においては、全浄連が本事業開催業務執行団体に採択され、茨城県、長崎県及び鳥取県において浄化槽トップセミナーを開催した。

(3)2023 年度本事業においても、全浄連が本事業開催団体に応札し、落札した際には、以下の取組を行う予定である。

(ア). 企画

(イ). トップセミナー実施計画の作成

(ウ). 講演者の選定

(エ). トップセミナー開催に係る会場の手配

(オ). 関係者への連絡調整

(カ). 資料等の準備

(キ). 運営・進行

④出版物事業

⑤教育センター協力事業

⑥水環境保全事業（NPO/学生を対象）

2007 年度より、「水環境保全助成事業」を実施し、「住民への生活排水処理に関する知識の啓発」等に寄与している。

小中高生の浄化槽への認識を高める環境教育事業や、団体・個人への助成を拡充するなど、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを助成する当事業の充実を図る。

2023 年度も引き続き、積極的に外部の団体・個人に対する助成を強化していく。

3.今年度、新たに取り組む事業

①浄化槽設備士研修会

国交省の後援を前提とした全浄連作成の「浄化槽設計施工の手引き」を教材とした研修会の実施

2019 年度の浄化槽法改正により、浄化槽管理士に対する研修機会の確保が義務付けられたことを受け、当連合会においては、2020 年度より、浄化槽管理士研修会運営業務を開始した。

これに続き浄化槽設備士についても国土交通省の後援を前提の、全浄連作成「手引き」を教材とした浄化槽設備士研修会の開催を推進する。

②災害時の防災拠点・避難所トイレシステムへの浄化槽の設置と活用

各県協会への周知ならびに都道府県、市町村への PR 活動

震災の教訓を、今後の震災対策、復興対策、防災・減災対策、国土強靭化などの糧とし活かしていくため都道府県・市町村、会員等への啓発活動を推進する。

「大震災避難所におけるトイレ事情、衛生事情の実態」を踏まえて、首都直下型地震や、東海・東南海・中南海など、全国各地の大規模地震想定地域の「避難所（学校・公民館等）への、平時からの浄化槽の設置と震災時における活用」が強く望まれる。

そのための行財政措置が講じられるよう、その実現に向けての活動を推進する。

③下水道や集落排水施設から浄化槽への対応

④浄化槽の信頼向上（警報装置・設置者とのコミュニケーション）

⑤浄化槽の技術向上（ディスポーザー対応）

4.全浄連　決議案、要望書について　要望活動の推進

「環境にも財政にも優しく、災害にも強い浄化槽」の普及整備を促進するため、全浄連および会員団体は、「浄化槽整備事業を推進するための具体的な取り組み」について、国、国会議員、都道府県・市町村の理解と支援を得るための要望活動等を推進する。

併せて、「地方創生」が喫緊の課題であるため、「浄化槽の整備は、地方創生の趣旨に沿う事業であり、自治体財政の破綻を防ぐとともに、さまざまな地方創生の原資の確保につながる」ことから、全浄連の各地区協議会における活動と連携して、浄化槽の普及整備を促進する。

①単独～合併への転換の強力な推進

②脱炭素化事業の継続及び充実

③全国的な協議会の設立と県・市町村との連携

④防災拠点・避難所トイレシステムへの浄化槽の設置と活用

⑤設備士研修会の実施並びに将来の法改正をめざす検討